

平成24年12月13日

集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証

及び再発防止に関する検討会

座長 永井良三殿

被害実態調査に関する意見書

検討会委員 奥泉尚洋
同 田中義信
同 梁井朱美

第1 意見の趣旨

被害実態調査については、アンケート調査に加え、被害者本人及び遺族に対するヒアリング調査を行うことを求めます。

第2 意見の理由

1 現在、被害実態調査に関して被害者及び遺族に対する書面によるアンケート調査を行なうことが検討されています。

このアンケートは、病態、治療状況、生活実態、経済状況等、多岐にわたる質問項目が設定され、B型肝炎ウイルス感染の被害実態をできる限り把握するよう工夫されていると思います。

しかし、被害実態調査をこの書面アンケートだけで行なうことは不十分です。書面アンケートは質問項目を工夫しても、被害を量的、類型的に調査することにとどまり、多様な被害実態を十分に把握することはできません。また、被害者の心情や思い、再発防止に向けた考え方などを正確に把握するためには、被害者から直接話を聞くヒアリング調査を行うことが不可欠です。

2 本検討会が「日本におけるB型肝炎ウイルスの感染及び感染被害拡大の実態」を検証項目としているのは、被害実態を把握することが再発防止策を検討するために不可欠であり、再発防止策を検討する前提であるからです。国内最大の

感染症を蔓延させたその被害実態を明らかにすることなしに再発防止を考えることはできないのです。この意味から、被害実態の調査・把握そのものが本検討会の重要な課題であり、本検討会には、可能な限り十全な被害実態調査を行う責務があると考えます。

3 感染被害者の被害実態はさまざまです。

第3回の検討会において3人の被害者原告が意見陳述しました。東京の石川さんは医療機関での差別の実態などを訴えました。九州85番さんはキャリアの不安な心情や母子感染を受けた母親の早い死について述べました。北海道467番さんは母子感染させた娘さんを16歳で亡くしたことの辛い思いを述べました。いずれも母子感染に関わる被害ですが、1人1人の被害実態はそれぞれ異なるものでした。

このように、被害者の被害実態はさまざまであり、それらを書面アンケートですべて拾い上げることは不可能です。それらは、被害者と直接話をし、聞き手と回答者との対話を通じて初めて表出されるものです。聞き手との対話を通じて、より深く、具体的な被害実態に迫れるものです。ヒアリング調査の実施は被害実態調査において不可欠であると考えます。

4 具体的な実施方法としては、地域性と病態を勘案し、書面アンケートも参考にして一定数の対象者を選出して行う方法が相当であると思います。被害実態調査ですので、対象者の選択において代表性を過度に厳格にする必要はないと考えます。

5 本調査は、集団予防接種等によるB型肝炎感染被害に関する初めての全国調査となります。拙速であってはならないと思います。

これまでハンセン病や薬害HIV、薬害肝炎等の検証においても、個別ヒアリング調査による被害実態調査が、時間をかけて十全に行なわれています。

本検討会においても同様の調査が行われるべきです。

6 以上から、被害実態調査については、被害者本人及び遺族に対するヒアリング調査を行うことを求めるものです。

以上